

# 御船町内回遊促進業務

## プロポーザル実施要領

令和5年6月

熊本県御船町

## 御船町内回遊促進業務に係るプロポーザル実施要領

### 1 要領の目的

本要領は、「御船町内回遊促進業務」についての受託事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

### 2 本事業の目的

本町では、熊本地震からの復旧期を終え、コストコホールセールジャパン熊本御船倉庫店（以下「コストコ」という。）の開業や、複合型宿泊施設の開業など、町内回遊に適した施設の立地が相次いでいる。この状況をチャンスと捉え、さらなる効果を向上させるため、専門的な知識やノウハウの豊富な民間事業者の提案を受けることにより、本町を訪れる人々へ、コストコをフックとした町内回遊を促進し、地域経済の浮揚を図ることを目的とする。

### 3 業務概要

#### (1) 件名

御船町内回遊促進業務

#### (2) 履行期限

令和6年3月15日

#### (3) 履行場所

熊本県上益城郡御船町 内

#### (4) 事業内容

「御船町内回遊促進業務要求水準書（以下「業務要求水準書」という。）」（別紙2）のとおり。

#### (5) 応募価格要件

上限額 4,064,000円（消費税含む）

※ 上記上限額は、予定価格でない。

上記上限額は、本事業に掛かるすべての費用を含むものとする。

応募事業者は、上限額を超えない範囲で見積りを提出すること。

### 4 プロポーザルの日程

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| (1) 公募開始        | 令和5年7月14日（金）     |
| (2) 参加申込書提出期限   | 令和5年7月28日（金）     |
| (3) 提案書提出締切日    | 令和5年8月10日（木）     |
| (4) 第一次審査結果通知   | 令和5年8月17日（木）【予定】 |
| (5) 二次審査（ヒアリング） | 令和5年8月28日（月）【予定】 |

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (2) 御船町の業務等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に規定する指名停止措置を受けていないこと。または、入札参加資格取り消しなどを受けている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他の本業務を行うのにふさわしくない者でないこと。
- (4) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。

## 6 選定方法

### (1) 実施方式

公募型プロポーザル

### (2) 審査方法

別紙「御船町内回遊促進業務 落札決定基準」による。

## 7 手続等

### (1) 応募方法

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「参加申込書」(様式第1号)及び下記関係書類を以下のとおり提出すること。

#### ①同種業務実績

過去5年以内の同種業務実績(任意様式5件以内)を提出すること。5件以上の実績がある場合は、契約金額の大きいものから順に記載すること。なお、業務が完了していない契約については、記載しないこと。

記載内容は、業務件名、履行期間、履行概要、契約金額及び発注者とする。

ア 応募期間 令和5年7月28日(金)午後3時まで

※ただし、土日祝日を除く開庁日のみとする。

イ 応募方法 窓口受付(郵送・メール・FAXは不可)

ウ 受付場所 熊本県上益城郡御船町大字御船995-1  
御船町役場2階 商工観光課商工観光係

### (2) 参加資格の可否及び喪失

業務担当課長は、参加申込書を提出した者について、提案資格を満たしている

かを確認し、参加資格審査通知書兼提案書等提出依頼書を通知する。通知を受領した時点で参加資格を有するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

ア 本手続において、提出した書類等に虚偽の記載をし、またはその他不正な行為をしたとき。

イ 業務の契約締結を行うまでの期間中に、5項「参加資格要件」に該当しなくなったとき。

### (3) 参加辞退

参加申込書を提出したが、その後、辞退を希望する者は、「辞退届」(様式第2号)に必要事項を記載の上、12項「連絡先」へ持参または電子メールで送付すること。なお、電子メールを送付した場合は、その受信確認の電話を行うこと。

### (4) 提案書の提出期限等

参加申込書の提出を行った後、以下の内容に従って提案書等を提出すること。

ア 提案書提出締切り 令和5年8月10日(木)午後3時まで

※ただし、提出受付は、土日祝日を除く開庁日のみとする。

※提出した書類は、期限内は差替えが可能とする。

※期限内に提案書の提出が無かった場合、辞退したものとみなす。

イ 提出方法 窓口受付(郵送・メール・FAXは不可)

ウ 提出部数 正：1部(表紙及び各見積りに社印が押印されたもの)

副：12部(正の写し)

データ：1部(提案書1式をPDFにし、CDで提出する)

エ 受付場所 熊本県上益城郡御船町大字御船995-1

御船町役場2階 商工観光課商工観光係

## 8 提案書の作成

次に求める資料をA4版で作成し、紙ファイル(A4版)に以下の順に綴じて提出すること。図等はA3版でも可とするが、A4版に折込むこと。

(1) 本実施要領7項の資料

(2) 技術提案

ア コストコをフックとした回遊策についての提案

応募業者が計画するコストコをフックとした回遊策の概要をA4版4頁以内(様式自由)で提案すること。その中で、御船町内回遊促進業務要求水準書の内容を大きく上回る提案など、町にとって有益と思われる内容は、特筆して示すこと。

イ SNS等の活用についての提案

応募業者が計画するSNS等活用の概要をA4版4頁以内(様式自由)で

提案すること。その中で、御船町内回遊促進業務要求水準書の内容を大きく上回る提案など、町にとって有益と思われる内容は、特筆して示すこと。

ウ 広告・周知方法についての提案

応募業者が計画する広告・周知方法の概要を A4 版 4 頁以内(様式自由)で提案すること。その中で、御船町内回遊促進業務要求水準書の内容を大きく上回る提案など、町にとって有益と思われる内容は、特筆して示すこと。

エ インフルエンサー等による拡散策についての提案

応募業者が計画するインフルエンサー等による拡散策の概要を A4 版 4 頁以内(様式自由)で提案すること。その中で、御船町内回遊促進業務要求水準書の内容を大きく上回る提案など、町にとって有益と思われる内容は、特筆して示すこと。

オ 町内事業者への技術研修についての提案

応募業者が計画する町内事業者への技術研修の概要を A4 版 4 頁以内(様式自由)で提案すること。その中で、御船町内回遊促進業務要求水準書の内容を大きく上回る提案など、町にとって有益と思われる内容は、特筆して示すこと。

(3) 回遊促進策仕様書案

応募事業者が計画する回遊促進策に関する仕様書を簡潔に示すこと。必要に応じて図等も用いて示すこと。(様式自由)

(4) 業務工程表案

応募事業者が計画する業務工程表を提出し、業務期間を示すこと。(様式自由)

(5) 業務費等見積の提出

ア 共通事項

3 項(5)「応募価格要件」に示した範囲で作成すること。

イ 業務費用

要求水準等がない応募業者が提案した内容など、前項「技術提案」の提案内容に基づき、関連費用も含めて算出すること。また、見積り様式は自由とするが、極力詳細に項目(品目)を洗い出し、その数量・単価も示すこと。見積書は、消費税を含むものとする。

(6) 会社概要

応募業者の会社概要等を提出すること。なお、ISO や IEC などの取得状況、自治体との連携や協定状況及びデザインコンクールなどの受賞状況など、取得しているものがあれば特筆すること。

9 採用案決定後の業務

町は、選定委員会による最優秀提案者及び優秀提案者の選定結果をもとに、契約候補者及び次点者を決定し、契約交渉の相手方とする。ただし、最優秀提案者が辞退その他の理由で契約の締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。

結果については、全参加者へ通知を行う。

## 1 0 参加者の費用負担

参加申込、技術提案書等の作成、提出等に係る費用は参加者の負担とする。

## 1 1 その他

- (1) 提案の著作権は、各応募業者に帰属する。ただし、町が必要とするときは、応募業者と協議の上、無償で使用することができるものとする。
- (2) 本プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案を行った者又は公正な価格の成立を阻害し、もしくは、不正な利益を得ようとした者は失格とする。
- (3) 本プロポーザルに係る提出物は返却しない。町の保存期限経過後に破棄する。
- (4) 応募業者の採点順位は、公表することができるものとする。
- (5) 提出された書類に次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ア 提出書類に不足または、虚偽の内容があった場合。
  - イ 記載すべき事項の全部または、一部が記載されていないもの。
  - ウ 見積金額が上限額を超えているもの。
- (6) 参加を表明した者が1社であっても、審査を行い評価の点数が基準点を超えた場合は、有効とする。

## 1 2 連絡先

〒861-3296

熊本県御船町大字御船 995-1

御船町役場 商工観光課商工観光係 植田

電話 096-282-1226

FAX 096-282-2803

Mail s\_wasada@town.mifune.lg.jp